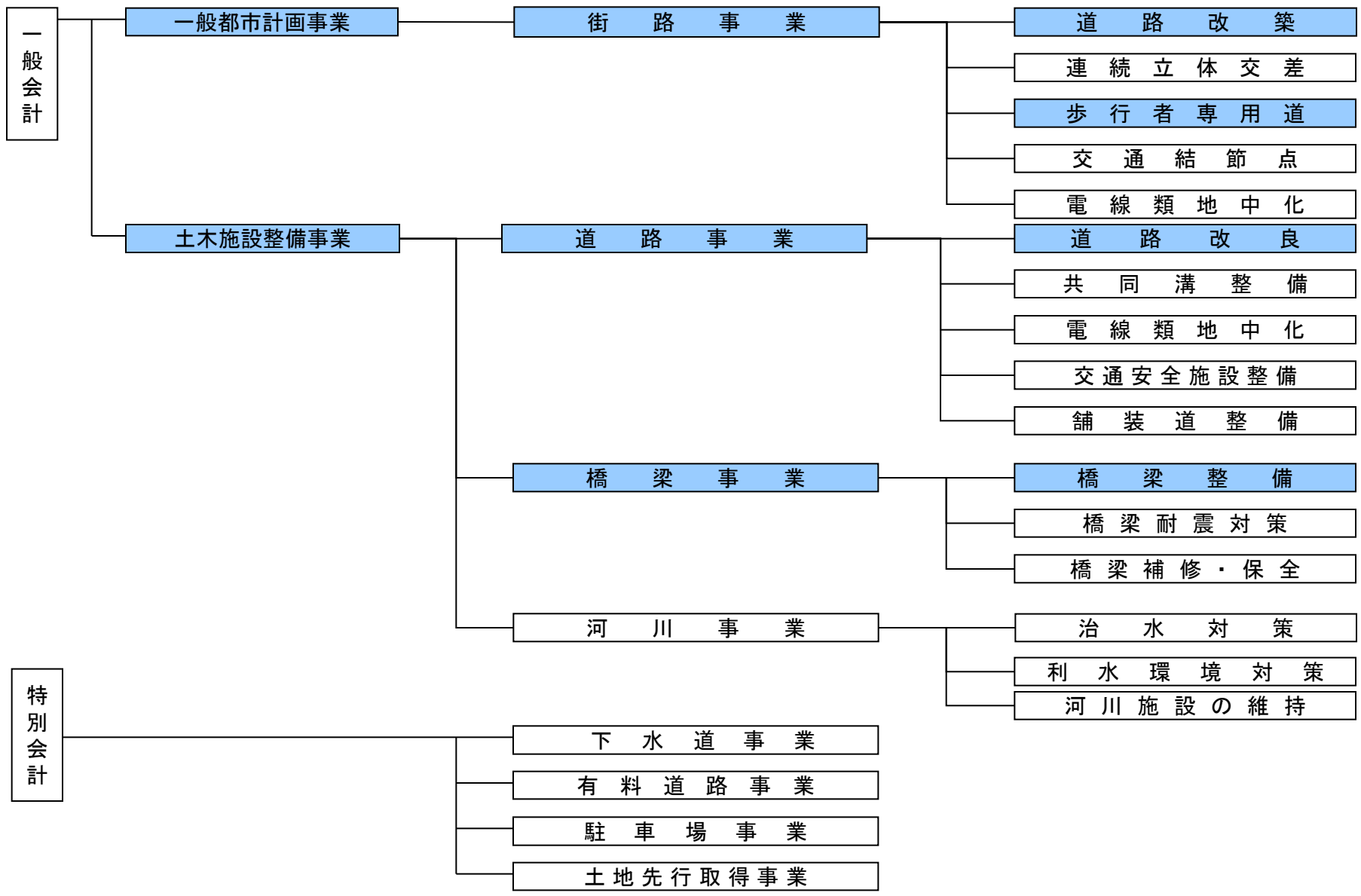


街路・道路・橋梁事業 実施状況説明資料

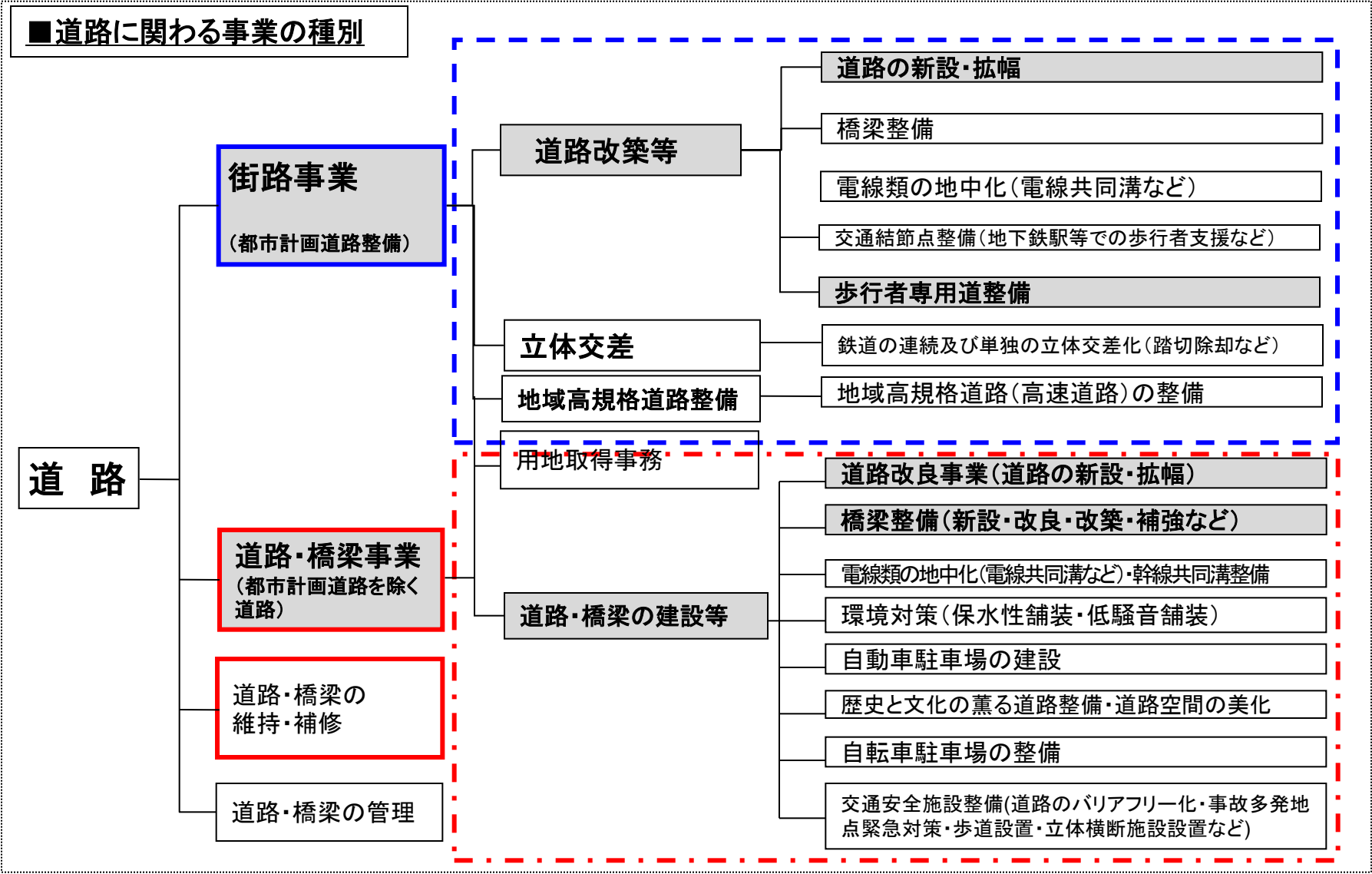
平成23年10月
建設局

建設局事業の体系



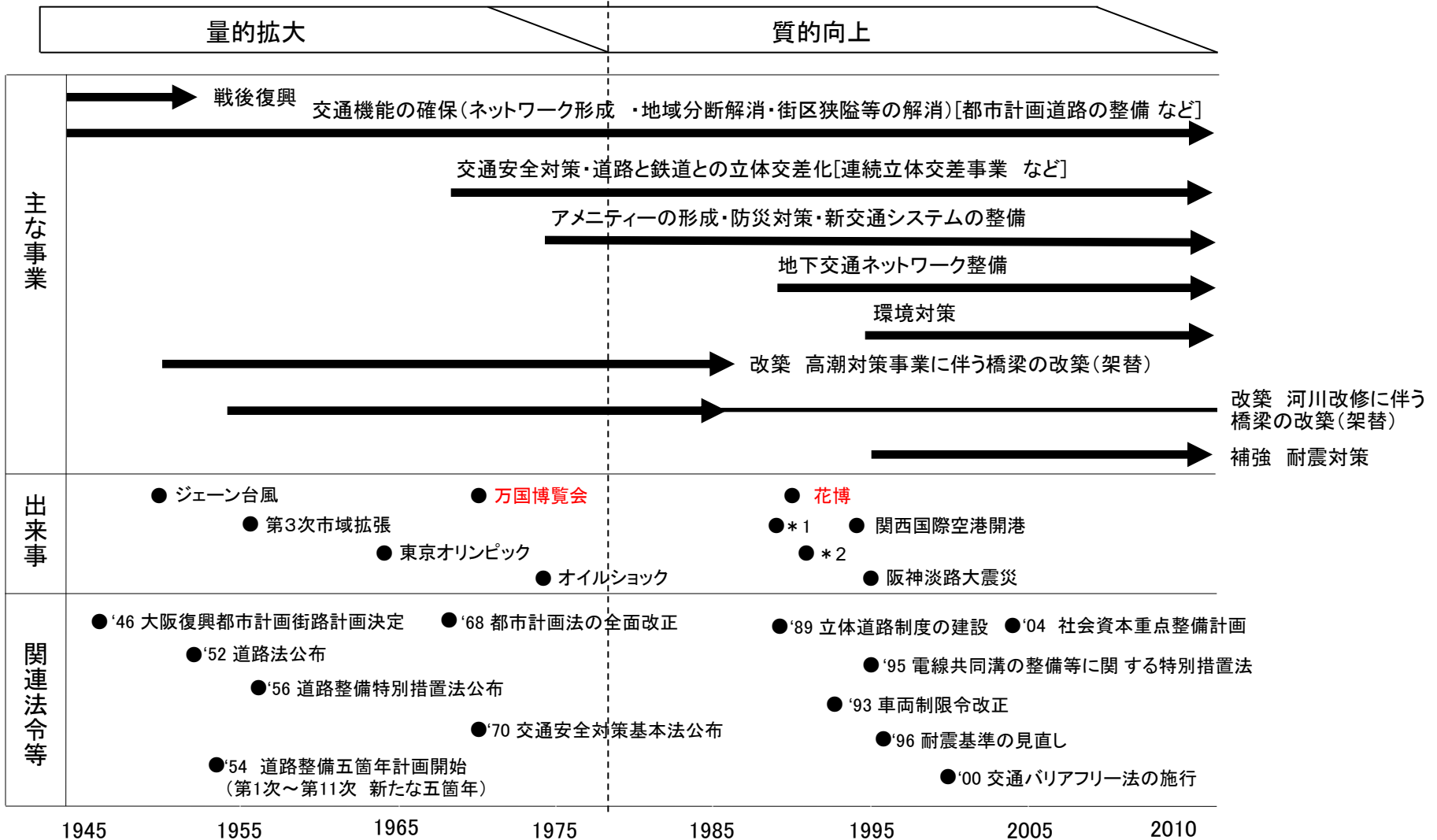
道路に関わる事業の種別

一般に道路の整備は、事業制度面から、**都市計画法に基づき施行する街路事業**と、**道路法に基づき各々の道路事業者が施行する道路事業**とに大きく区分される。



事業の変遷

道路建設の目的は「交通機能の確保」「安全性の向上」「景観・環境改善」に大別されるが、近年は社会経済情勢の変化や国民・市民のライフスタイルの変化等に対応して、**量的拡大から質的向上へ移行している。**



*1 駐車非常事態宣言
*2 駐車基本計画の策定

都市計画道路事業(街路事業)の目的

都市計画道路事業(以下、街路事業)は、都市における円滑な交通の確保、豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成を図り、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的としている。

都市の最も基本的な施設である街路は、交通機能・空間機能・市街地形成機能など次のような多様な機能を持っている。

大項目	小項目	内容
都市交通施設機能	通路	人及び物の動きのための通路
	沿道利用	土地、施設、建物等への出入り、貨物の積卸
都市環境保全機能	景観・日照・風通し等	都市のオープンスペースとしての住環境を維持
都市防災機能	避難路・救援路	災害発生時の避難及び救助
	災害遮断	災害の拡大を遮断するための空間
都市施設のための空間機能	他の交通機関	モノレール、新交通システム、地下鉄、路面電車等
	ライフライン施設	電気、上下水道、ガス、電話、CATV等
	その他の施設	電話ボックス、信号、案内板等
市街地形成機能	街区の構成	街区の位置、規模、形状を規定
	市街地の誘導	土地利用の高度化促進等

街路事業の流れと都市計画法

街路事業を行う際に、都市計画決定と事業認可の手続きが必要であるが、それぞれの手続きを行うことにより、計画区域内に私権の制限をかけることになる。

【事業の流れ】	【根拠】	【制限】
<p style="text-align: center;">立案者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>都市計画地方審議会の議決、 国土交通大臣認可、知事決定 告示(知事決定の場合)</p> <p>「着工準備」採択※)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">都市計画決定</p> <p style="text-align: center;">↓ 知事への認可申請</p> <p>「事業化」内示※※)</p>	<p>都市計画の決定及び変更 都市計画法第15条(都市 計画を定める者)</p>	<p>都市計画法第53条(建築の許可) 建築をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。(簡易な行為等は除く) →基本的に3階以上の建物の建築は認めていない。</p>
<p style="text-align: center;">事業認可</p> <p style="text-align: center;">↓ 事業認可の告示(知事)</p> <p style="text-align: center;">事業実施</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p>地元への事業説明</p> <p>計画概要 用地補償</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p>関連機関との協議</p> <p>警察(交通) 河川管理者 鉄道事業者 等</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">工事</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">事業完了</p>	<p>都市計画事業の認可等 都市計画法第59条(施 行者)</p>	<p>都市計画法第65条(建築等の制限) 土地の形質の変更若しくは建築物の建築等を行おうとするものは都道府県知事の許可を受けなければならない。 →基本的に新たな建物の建築、工作物設置は認めていない。</p> <p>都市計画法第67条(土地建物等の先買い) 事業地内の土地建物等を施行者に届けなければならない。届出をしたものに対し、買い取るべき通知をしたときは、届出をしたものと施行者との間で、売買が成立したものとみなされる。また、買い取らない旨の通知をした時も、通知を行うまでの間は譲り渡してはならない。 →実質、第三者への転売を規制</p>

※) 着工準備: 連続立体交差事業などの大規模な事業において、事業化前に鉄道事業者や住民の合意形成を行うべく、「事業化」の前段階として、都市計画決定、事業手法の確定等の「着工準備」を行うものである。

※※) 着工準備採択を取得した事業については、事業認可手続き前に事業化内示が必要となる。

街路事業(道路改築・歩行者専用道)の事業計画・事業箇所図

(単位: km, %)

平成23年3月末現在、185路線524kmのうち、385km(73%)の整備が完了しており、139km(事業中含む)が未整備となっている。

市内中心部は、ほぼ整備が完了しており、現在は、周辺部での整備が多くなっている。

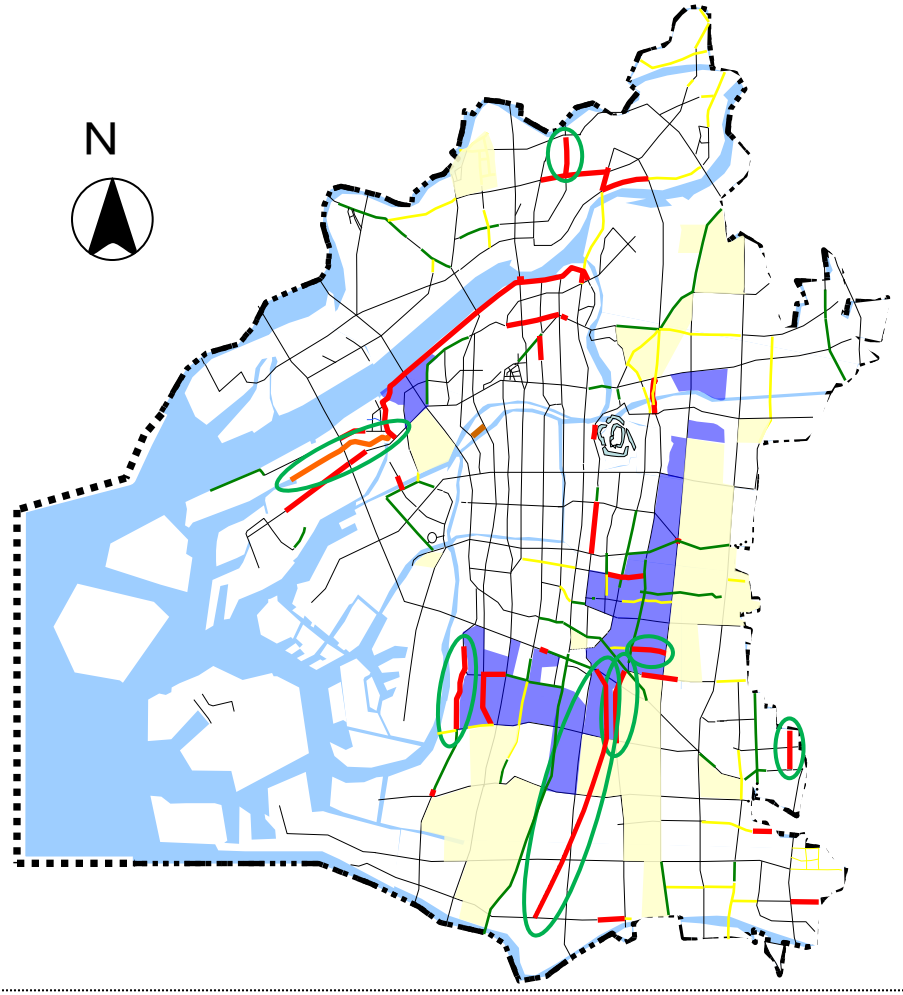
種別	路線数	計画延長	整備済延長	整備率
幹線街路	122	450	329	73
区画街路	46	39	29	74
歩行者専用道	17	35	27	77
合計	185	524	385	73

—	完了済
—	未拡幅
—	未整備
—	幹線街路
—	歩行者専用道
■	防災性向上重点地区
■	特に優先的な取組が必要な密集住宅市街地

○ 今回対象路線

平成23年3月末現在

■ 都市計画道路 (街路事業)		
事業中	36路線	37km
うち幹線街路	25路線	27km
うち連立側道	9路線	7km
うち歩行者専用道	2路線	3km

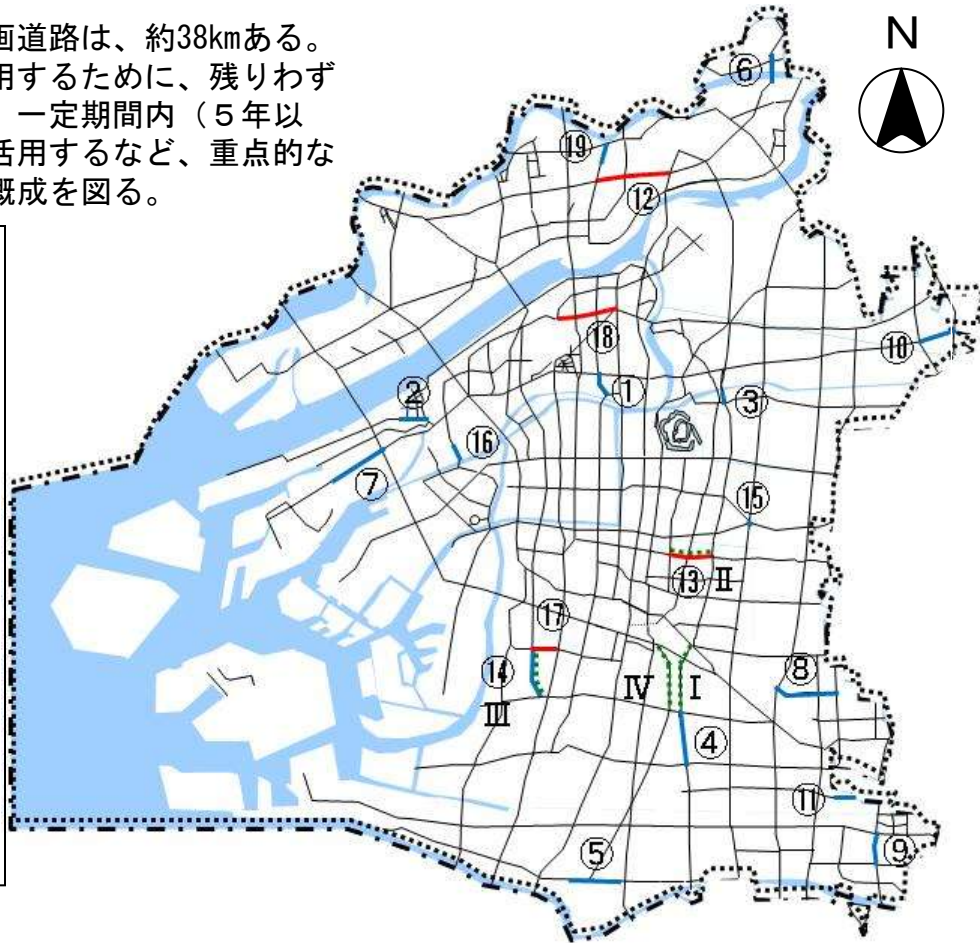


都市計画道路整備の考え方

重点整備路線

現在、街路事業にて、事業認可を取得し実施している都市計画道路は、約38kmある。予算が縮小していく中、限られた予算を有効かつ効率的に活用するために、残りわずかな用地買収が事業進捗のさまたげとなっている路線について、一定期間内（5年以内）に完了させる路線として公表し、土地収用制度を積極的に活用するなど、重点的な予算配分を行い整備を促進し、平成22～24年度末までに完成・概成を図る。

重点整備路線一覧表	完成	事業中
①本庄西天満線(西天満)	H14完了	
②正蓮寺川北岸線(高見地区)	H14完了	
③豊里矢田線(鳴野)	H15完了	
④豊里矢田線(田辺)	H15完了	
⑤大和川北岸線(山之内)	H15完了	
⑥井高野大道線	H15完了	
⑦桜島守口線(春日出)	H16完了	
⑧乾正覚寺線	H16完了	
⑨大阪中央環状線 (長吉長原東交差点)	H17完了	
⑩東野田茨田線	H17完了	
⑪田辺出戸線(長吉出戸)	H21完了	
⑫歌島豊里線	事業中	
⑬難波片江線	事業中	
⑭加島天下茶屋線(橋)	H22完了	
⑮泉尾今里線外1(今里交差点)	H22完了	
⑯海老江九条線	H22完了	
⑰津守阿倍野線	事業中	
⑱北野都島線	事業中	
⑲西淡路南方線	H22完了	



完了期間宣言防災路線

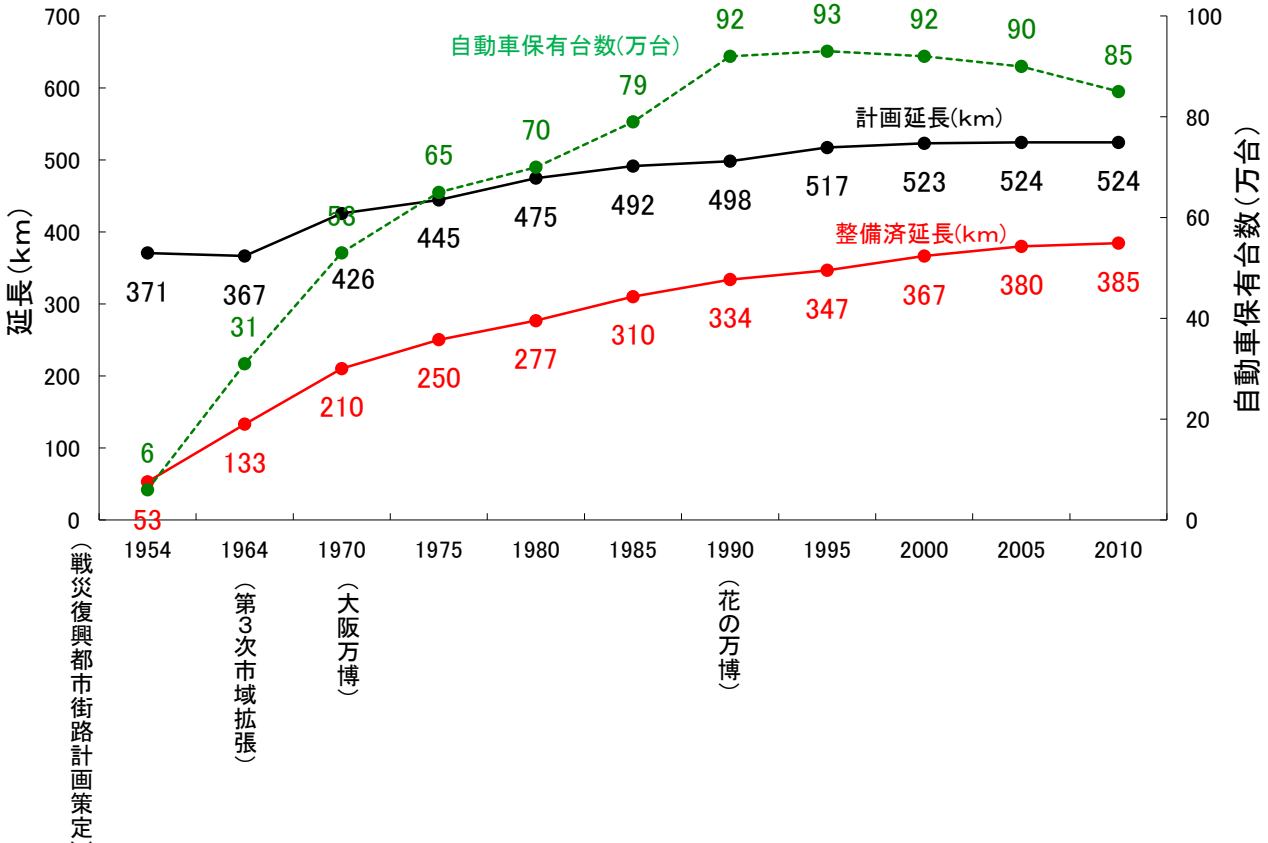
国土交通省では、防災環境軸となる都市計画道路の整備に対し、「完了期間」、「防災機能概成期間（5年以内）」を宣言した路線を「完了期間宣言防災路線」と位置づけ重点的な支援を実施している。本市においても、国の採択条件に適合する4路線を平成18年12月に公表し、重点的な整備を図っている。

完了期間宣言防災路線 一覧表 (●●●●)	
I 豊里矢田線(北田辺)	III 加島天下茶屋線(橋)(重点整備路線と重複)
II 難波片江線(重点整備路線と重複)	IV 天王寺大和川線

都市計画道路の進捗状況と自動車保有台数の推移

戦後のモータリゼーションによる自動車保有台数の増加とともに、都市計画道路の整備推進を行ってきた。本市の都市計画道路の整備率は、2011(H23)年3月末現在で**73%[※]**（計画524km整備済385km）

都市計画道路の進捗状況(km)と自動車保有台数(万台)の推移



※整備率算定に用いた都市計画道路延長には、自動車専用道路及び特殊街路のうち新交通関連と地下通路を含まない。

資料: 整備率は大阪市建設局調べ

市民・利用者からの苦情・要望

街路事業については、事業方策や事業内容に対する要望や問合せが多いが、未着手路線についての早期着手への要望も1割程度ある。また、電話等による市民からの問合せでは、未着手路線についての事業化の予定に関する問合せが多い。

「市民の声」の内容

1	事業方策に関する要望	49.3%
2	事業内容に関する問合せ	33.8%
3	事業の早期着手への要望	9.9%
4	事業の早期完了への要望	7.0%

※平成20・21・22年度の街路事業に関する「市民の声」71件について分類した

「市民の声」以外の市民からの問い合わせ内容

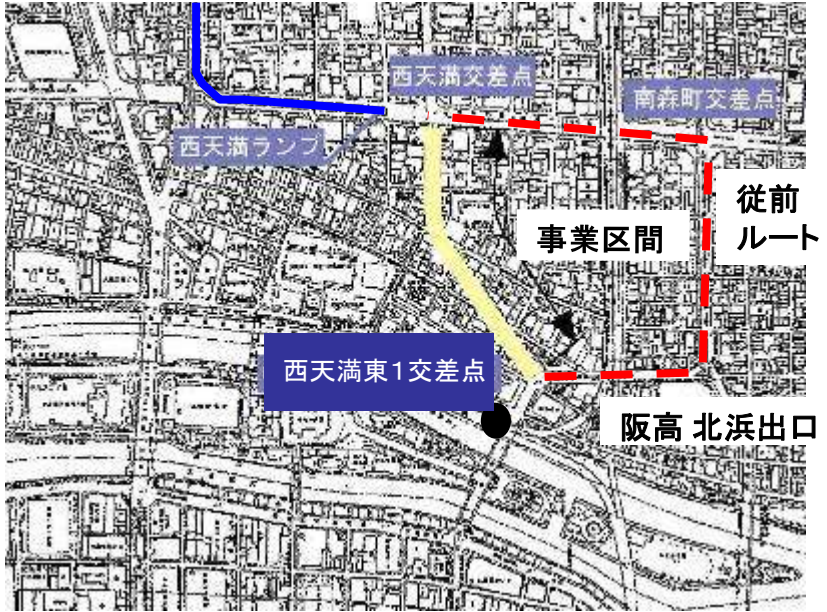
事業化予定の 問い合わせ	事業中路線の 問い合わせ	事業完了の 問い合わせ	計画内容の 問い合わせ	計画区域明示 の問い合わせ	都決日等の 問い合わせ	建築関連の 問い合わせ	その他の 問い合わせ
26%	4%	18%	6%	11%	16%	9%	10%

※平成23年4月～6月の3ヶ月間に道路部街路課に問い合わせのあった146件について分類した。

資料：大阪市建設局調べ

都市計画道路の整備事例

平成15年2月、大阪市北区の本庄西天満線(西天満工区)が完成し、大阪都心南部と新御堂筋へのアクセス強化、渋滞交差点である南森町交差点の交通の分散化が図られた。また、沿道土地利用の高度化により、周辺人口が増加した。



沿道土地利用の変化(平成10年頃→平成16年)
【容積率 400%→600%】

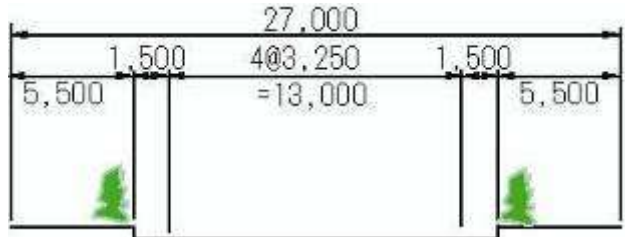
平成11年



平成16年



【整備断面】

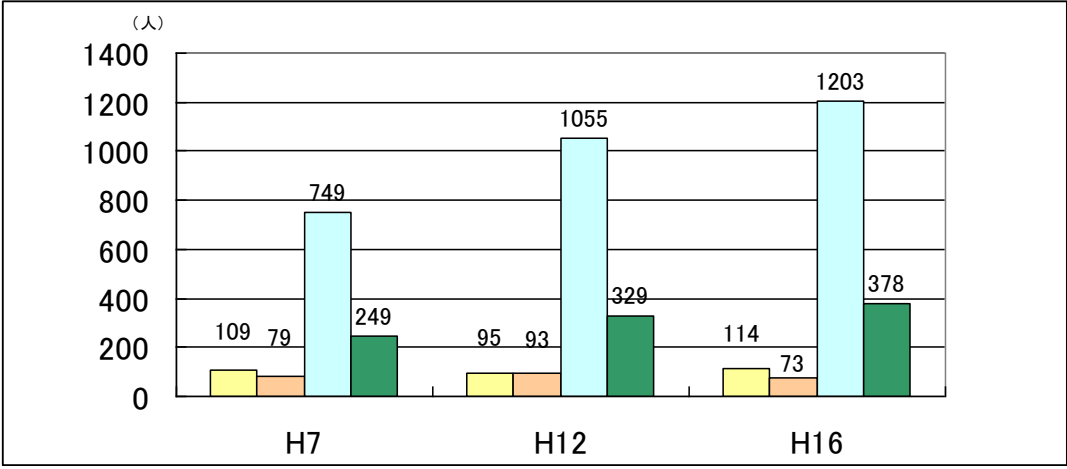
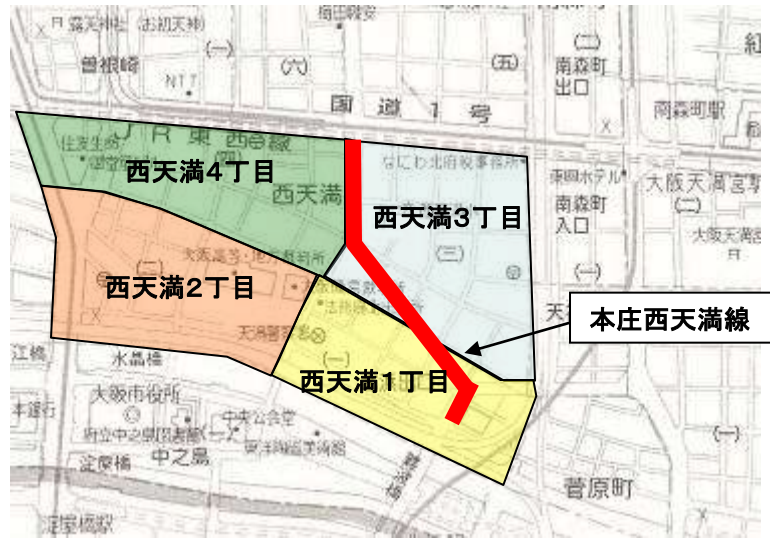


都市計画道路の整備事例

市街地形成機能

本庄西天満線(西天満工区)の整備により、沿道建物が、木造2階建てから、マンション等に更新され、高度利用による効果として、周辺人口が平成7年度に比べ、約1.5倍に増加。

【位置図】


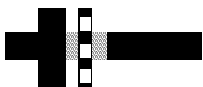






○本庄西天満線(西天満工区)の開通による町丁目人口の変化

	平成7年度		平成12年度		平成16年度	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
西天満1丁目	51	109	53	95	78	114
西天満2丁目	28	79	51	93	30	73
西天満3丁目	377	749	634	1055	759	1203
西天満4丁目	118	249	195	329	264	378
合計	574	1186	933	1572	1131	1768

道路改良事業の目的

道路改良事業とは、都市計画道路などを除く認定道路などで、前後に比べて狭隘となっている箇所や、鉄道等により分断されている箇所などを道路の新設や拡幅により改良を行い、交通の安全と円滑化や防災空間を確保し、市民生活の利便性・安全性・快適性の向上を図るものである。

課 題	道路の状態	
①街区狭隘	1街区全体が、前後の街区に比べ狭く隘路となっている。	
②地域分断	鉄道等により地域が分断されている。	
③変形交差点	交差点形状が変形しており、視距不良となっている。	
④一部狭隘	街区の一部が狭く、隘路となっている。	
⑤屈 曲	道路線形が著しく屈曲している。	
⑥分 断	行き止まり道路となっている	

新設・拡幅による改良
→

市民生活の
・利便性
・安全性
・快適性の向上

道路改良事業の整備計画

本市の認定道路や道路整備されていない箇所において、①街区狭隘、②地域分断、③変形交差点、④一部狭隘、⑤屈曲、⑥分断の改良を要する区間延長は約600kmあり、その内、緊急的な改良を要するものとして838箇所(80km)の改良計画を策定し、さらに住民のニーズ等を踏まえ必要な改良箇所を追加している。現在、「緊急車両の円滑な通行確保」「歩行者の安全対策」が必要な箇所を優先的に実施している。

大阪市内の一般道路における要改良箇所 約600km (都市計画道路を除くすべての道路を対象)

緊急的に改良が必要な箇所 838箇所、約80km ⇒ 『一般道路整備計画』を策定

【上段:箇所数、下段:延長】

課題	道路の形状	『一般道路整備計画』 (S63年度策定)	事業進捗状況 (H22.3時点)		
			事業完了	他事業移行※	進捗率
①街区狭隘		462 (66.0)	34 (12.3)	166 (11.8)	43%
②地域分断		24 (2.0)	1 (0.0)	6 (0.4)	29%
③変形交差点		103	0	88	85%
④一部狭隘		190 (8.9)	13 (0.9)	60 (1.8)	38%
⑤屈曲		34 (1.7)	1 (0.2)	14 (0.6)	44%
⑥分断		25 (1.4)	2 (0.1)	5 (0.2)	28%
計		838 (80.0)	51 (13.5)	339 (14.8)	47%

※他事業による改良が未実施の箇所を含む

事業中路線 33路線
(H23.4.1 現在)

①予算化路線 6路線

- ・住吉八尾線
- ・西成区第369号線
- ・茨田第16号線
- ・住之江区第627号線
- ・生野南北線
- ・生野東西線

②事業完了予定路線 1路線

- ・西成区第8304号線

③その他路線 26路線

※地域住民の合意が得られた路線より事業化を行い、緊急性の高い路線から予算化している。

道路改良事業 実施箇所

現在、道路改良事業を事業化している路線としては33路線あり、うち2路線については住宅関連事業である。

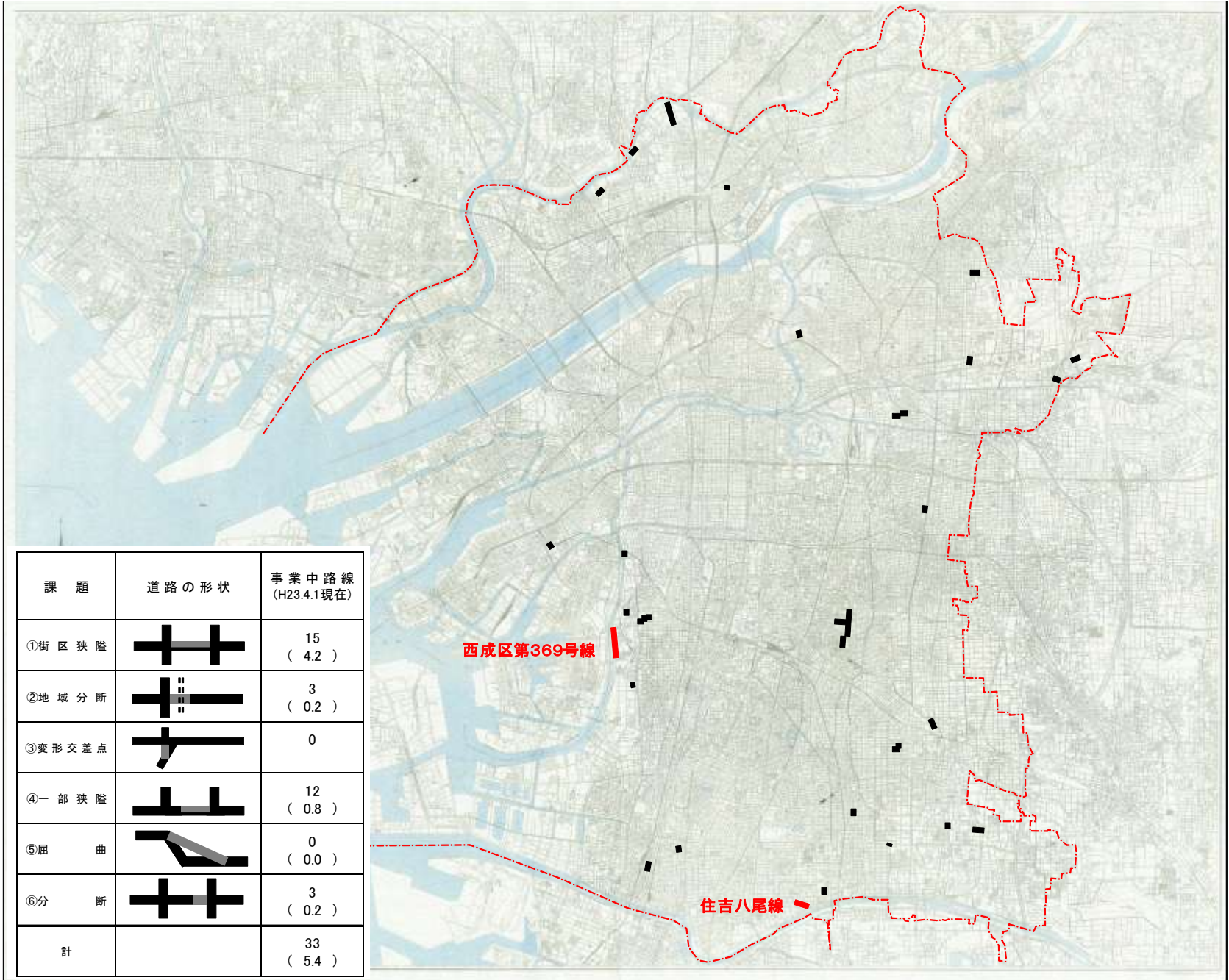
事業の実施にあたっては、「緊急性が高く、集中的に整備を図る必要のある箇所」として早期に対策が必要な7路線を抽出し、与えられた予算の範囲内で事業路線の選択と事業費の集中化を行い、事業の進捗を図っている。

■ 「緊急性が高く、集中的に整備を図る必要のある箇所」の選定基準

- ・交通事故の発生の危険性が極めて高い
- ・緊急車両の円滑な通行が極めて困難である
- ・公共交通機関の運行に著しい障害がある など

	路線名	行政区	延長(m)	現況幅員(m)	計画幅員(m)	事業費	備考
1	住吉八尾線	東住吉区	400	5.00	11.00	交付金	今回対象路線
2	西成区第369号線	西成区	950	5.50	13.00	交付金	今回対象路線
3	住之江区第627号線	住之江区	85	3.20~4.20	6.00	単独	
4	茨田第16号線	鶴見区	200	4.00	6.50	単独	
5	生野区第2779号線外3	生野区	800	3.50	8.00	交付金	住宅関連
6	生野区第2289-10号線外3	生野区	290	0.91	8.00	交付金	住宅関連
7	西成区第8304号線	西成区	60	4.00	12.00	単独	H23完了

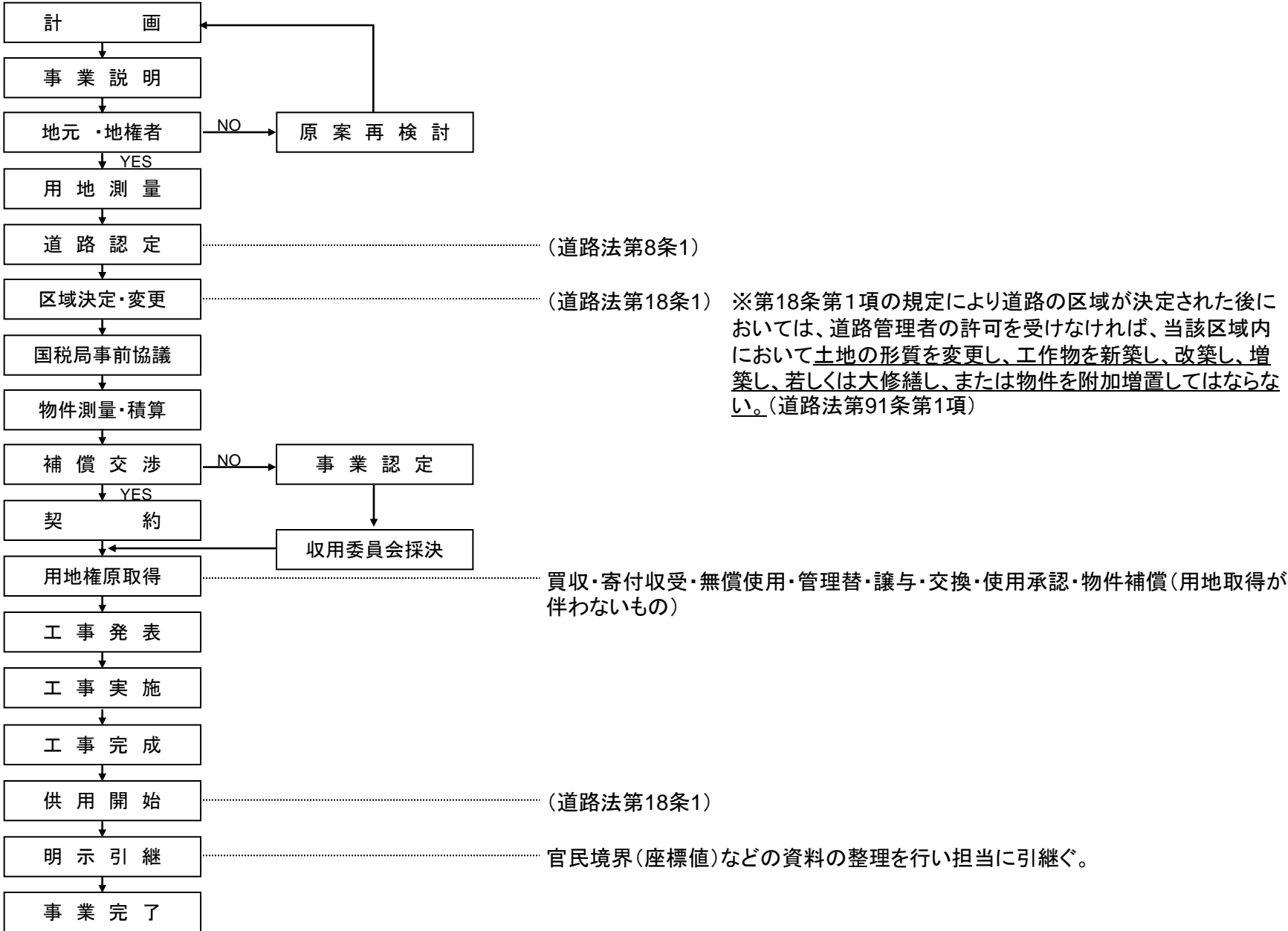
道路改良事業の事業箇所図



課題	道路の形状	事業中路線 (H23.4.1現在)
①街区狭隘		15 (4.2)
②地域分断		3 (0.2)
③変形交差点		0
④一部狭隘		12 (0.8)
⑤屈曲		0 (0.0)
⑥分断		3 (0.2)
計		33 (5.4)

道路改良事業の実施手順

地元の合意を得られた路線について、道路法手続きにより、道路改良事業を実施している。



※第18条第1項の規定により道路の区域が決定された後においては、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、または物件を附加増置してはならない。(道路法第91条第1項)